

ゆざわまち

議会だより



平成20年度 第49回 湯沢中学校入学式

希望に満ちた男女75名が新しい風を運んできました

あなたの声を町政に!!

- 町長行政報告..... 2P
- 平成19年度一般会計補正予算..... 3P
- 平成19年度特別会計補正予算..... 4P
- 平成20年度一般会計予算..... 5P
- 契約・条例・請願・陳情・発議・その他..... 9P
- 代表質問..... 10P
- 常任委員会報告..... 14P
- 一般質問..... 21P
- この人に会いました/編集後記..... 28P

第 89 号

平成20年4月27日発行

新潟県 湯沢町議会

発行責任者 高野 榮 司

〒949-6192 新潟県南魚沼郡

湯沢町大字神立300番地

TEL. 025-784-3115

印刷：カクチョウ印刷㈱

町長行政報告



湯沢町長 上村清隆

本日より平成20年3月定例議会を開催いたします。(以下要旨抜粋)

今冬の積雪状況は2月中旬になつて最高積雪206cmを記録し、町道の除排雪費は、2月末現在で前年対比約2・5倍の支出増となりました。

2月2日から6日にかけて第57回全国高等学校スキー大会(インターハイ)が開催されましたが、町民の皆様や関係各位のご協力により、無事終了する

ことができました。来年度に開催される第64回国民体育大会冬季大会スキー競技会の準備にあたっては、この結果を検証し、大会の成功に向け努力してまいります。

当町における入込み客数は、11月から1月までの合計で前年対比104・5%となりました。冬季になり回復基調にあることから今後の集計に期待するところであります。

1月19日夜には、3500本のろうそくで彩る「キャンドルライブ08」が開催され、「雪灯りコンテスト」の作品も並んで訪れた人々の目を楽しませてくれました。また1月26、27日にはスノーモービルの全日本選手権開幕戦が開催されました。新

しいイベントとして定着してくれるよう、今後に期待しております。

昨年来、原油高騰により諸物価が値上りし、生活に大きな影響を及ぼしている状況を踏まえ、今冬に限り生活保護世帯や要介護世帯等に対して、申請により灯油等購入費の一部を助成することとしました。

平成19年度中の湯沢町の交通事故の発生状況は減少傾向ですが、これから交通事故撲滅に向け努めてまいります。

「第12回越後湯沢童画展」には全国から多くの作品が寄せられました。多くの皆様から鑑賞いただきましたと思います。

「東京県人会」に「湯沢会」を立ち上げたいという話をいただきました。東京方面で活躍の、町民皆様のご縁のある方達から、ご入会いただくことを期待しています。



第57回インターハイスキー大会開会式

議案第15号

平成19年度 一般会計補正予算 (第5号)

賛成全員で
可決すべき
ものと決定

一般会計補正予算審査特別委員会委員長 師田 保

歳入歳出それぞれ3,267万2千円を追加し、総額を62億6,914万1千円とする。
船沢橋架替の継続費は総額を1,009万3千円減額し、3億3,855万4千円とする。
債務負担行為では山鳥原公園管理運営業務と共同浴場の管理運営業務を変更した。

歳入の主なもの

国庫支出金 町づくり交付金304万円増

県支出金 大規模発電用施設立地地域振興事業3千万円、地方産業育成資金貸付金200万円減。

財産収入 基金利子収入301万8千円増
諸収入 地方産業育成資金貸付金元利収入400万円減。

歳出の主なもの

総務費 競争により清掃委託料が150万円減。克雪すまいづくり支援事業補助金が融雪7戸、落雪4戸で決定したことにより180万円減。戸籍住民基本台帳ネットワークシステム機器費を895万5千円増額し次年度に繰り越す。

民生費 後期高齢者医療システム改修委託費817万9千円増。老人医療費の増加に伴う老人保険特別会計繰出金2千596万3千円増。

農林水産業費 生産調整の参加者が少なかったための水田農業推進対策事業補助金280万円減。

商工費 借入れが少なかったため地方産業育成資金預託金400万円減と同償還金200万円減。

土木費 道路除排雪費が不足により3千300万円増。船沢橋(野中橋)整備費1千165万5千円減。下水道事業の進捗が遅れたことによる下水道会計繰出金900万円減。

主な質疑

Q：定住・交流促進事業家賃負担金49万2千円減の理由。

A：当初はマンションを借りる予定であったがホテルに変更したために徴収できなかった。今二組目が入っている。話題にはなつたが利用者が少ない。

Q：住民基本台帳カードの普及の現状。

A：平成14年度にはじめ現在90枚発行されている。全国的にも普及は1・5%で、電子申告や身分証明に利用しているようである。

Q：除雪経費の補正額と行政報告という除雪経費との整合性がとれていないがどうか。

A：除雪があつた時点

からの経費で春除雪の経費が入っていない比較のため、整合性がとれていない。

Q：企画振興費の地域ビジョン補助金が全額減となっているがその理由。

A：土樽地区産業振興部会の予定した事業が取りやめになった。

Q：農業振興地域整備計画見直し調査費が20万円減額となっている理由。

A：5年に一回見直しをすることになった。いることから予算を計上したが、県から相当な資料がなければ変更できないということにより、面積は変えないで文章のみを変えて提出した。

Q：林業関係事業で実施しないということ

で減にした理由。

A：間伐等森林整備促進緊急条件整備事業を小沢で実施すべく予定していたが、補助条件のよい里山エリア再生交付金事業に振り替えて実施したため、間伐等森林整備促進緊急条件整備事業としては実施しなかった。

Q：新潟県信用保証協会損失補償12万2千円の内容。

A：平成13年の不況対策特別融資分1件について、当初貸付額400万円、結果的60万円が支払われなかった。そのうち80%が保険から支払われ町が20%相当額を支払うもの。

平成19年度 特別会計補正予算

国民健康保険 特別会計補正予算 (第3号)

歳入歳出それぞれ348万4千円を追加し、
総額を11億32万8千円とする。

国庫補助金、交付金等の交付決定に伴う予算の過不足の補正。

賛成全員で可決

※歳入…国庫負担金 高額医療費共同事業負担金118万2千円減、普通調整交付金107万1千円増、県負担金 高額医療費共同事業負担金118万2千円減、退職者医療療養給付費2,433万円増、共同安定化事業交付金2,302万8千円減、他。

※歳出…一般被保険者診療報酬150万円増、退職被保険者診療報酬102万円減、高額医療費一般被保険者600万円増、退職被保険者等400万円増、出産育児金140万円増、高額医療費共同事業拠出金340万9千円減、保険財政共同安定化事業拠出金779万4千円減、他。

平成19年度 老人保健特別会計 補正予算 (第3号)

支払い基金交付金、国庫支出金等の変更交付決定に基づき、
歳入のみの補正。

支払い基金交付金1,186万7千円減、国庫支出金1,409万1千円減。

その差額分を一般会計から繰り入れた。

賛成全員で可決

平成19年度 介護保険特別会計 補正予算 (第4号)

歳入歳出それぞれ117万6千円を減額し、
総額をそれぞれ7億421万2千円とする。

※歳入…配食サービス利用料86万4千円減、一般会計繰入金43万3千円減、システム改修国庫補助金12万1千円増。

※歳出…システム改修費157万5千円増、介護認定審査会負担金73万7千円減、配食サービス給付金他216万円減。

賛成全員で可決

平成19年度 観光事業清算特別会 計補正予算 (第1号)

歳入歳出それぞれ71万3千円を増額し、
1億2,029万5千円とする。

※歳入…財産売却収入243万1千円増、観光事業収入263万8千円増、余剰金435万6千円減、他。

※歳出…負担金305万円減、ゲレンデ整備125万9千円減、他。

賛成全員で可決

平成19年度 病院事業会計 補正予算 (第2号)

事業収益の総額から77万7千円を減額し、
9億9,619万8千円とする。

※…決算見込みが当初予定の患者数に達していないための医療収益の減、健康増進施設維持負担金の増に伴う医業外収益の増。事業費用は医業費用の減、他。

資本的支出の総額から390万5千円を減額し、10億5,811万7千円とする。

※…医療機器購入などの備品購入費の不用額を整理した。

賛成全員で可決

平成19年度 下水道特別会計 補正予算 (第3号)

歳入歳出それぞれ861万1千円を増額し、
予算総額を10億4,117万6千円とする。

※歳入…繰入金900万円減、他。

※歳出…公共建設費700万円減、特環建設費200万円減、他。

賛成全員で可決

平成19年度 水道事業会計 補正予算 (第3号)

事業収益を47万2千円増額し4億2,674万8千円とし、
事業費用は409万9千円増額し4億639万8千円とする。

支出の主なものは上水道、簡易水道それぞれ過年度損益修正損187万円。

資本的収入は、101万6千円を減額し5,478万8千円に、
資本的支出は3,616万9千円を減額して1億9,731万5千円とする。

支出の主なものは、建設改良費で上水道2,700万円減、簡易水道1,200万円減、他。

賛成全員で可決

平成20年度

一般会計予算

58億4,500万円
(前年度比・3.5%2億1,500万円減)

会 計 名	平成20年度予算額	平成19年度予算額	前年比 (%)
国民健康保険	9億8,400万円	10億4,500万円	減 5.8
老人保健	6,097万円	7億800万円	減 91.3
後期高齢者医療	9,570万5千円		皆増
介護保険	6億4,650万2千円	6億3,737万6千円	1.4
下水道	10億3,240万9千円	10億2,595万4千円	0.6

会計名		平成20年度予算額	平成19年度予算額	前年比 (%)
水道事業	収益的收入	4億 404万6千円	4億2,127万6千円	減 4.0
	収益的支出	3億8,056万9千円	4億 701万5千円	減 6.5
	資本的收入	3,246万2千円	5,580万4千円	減 41.8
	資本的支出	2億 995万7千円	2億3,548万4千円	減 10.8
病院事業	収益的收入	1億2,754万1千円	9億9,697万5千円	減 87.2
	収益的支出	1億8,735万4千円	10億5,886万7千円	減 82.3
	資本的收入	1億 986万4千円		皆増
	資本的支出	1億5,986万4千円	2,875万円	456.0

特別会計

企業会計

一般会計当初予算審査特別委員会報告

委員長 今村定一

平成20年度当初予算8議案について、4日間の審査を行った結果「可決すべきもの」と決定いたしました。担当所管ごとの質疑の主な内容は次の通り報告致します。

総務課 一般会計

Q：特別交付税は今後事業を定めたなかで交付されるのか。また、除排雪経費はどうなるのか。

A：平成19年度から頑張る地方応援プロジェクト事業ということで特別交付税に500億円の枠が設けられ、この事業は3カ年継続できる。除排雪経費は今までどおり対象になる。

Q：職員研修費が180万円計上してある。19年度の話では止めるということではあったが。何をするのか。研修は与えられたものでなく、きつかけをつくってやれば、あとは自己研修が大切と考える。

A：今後の研修は何をするか決まっていないということ。話をした。職員の間ではまだ「忙しい」が先にたつて、自己研修という観点では難しい現状

にある。180万円のうち50万円は人事考課分、残る130万円が一般研修費。

Q：地方公営企業等金融機構出資金とは。

A：公営企業金融公庫が廃止されることに伴い、低利で安定的に融資できる機能を持った法人を全ての地方自治体が出資し、設立するものである。

Q：消防団の各部の統廃合の進捗状況。(定数420人↓400人)

A：神立は4部が3部になることはほぼ決定した。湯沢・土樽も会議を持つので3月中には決定する。

Q：地域防災計画は丸投げせず、まとめ程度をコンサルに委託するというが、今まで丸投げしていたのか。

A：今回は157万5千円計上し、今までは300万円を使っている。過去においても同じように作成して

いたと思う。

Q：道路特定財源の暫定税率分が廃止された場合の町への影響は。

A：県が示した資料によれば、自動車取得税・地方道路譲与税・自動車重量譲与税の約40%が減額となり、補助事業も含め総額6千100万円減となる。

Q：海外派遣事業は良いことだとは思いますが、その先に姉妹都市締結もあると思うが、行ける子供と行けない子供がいる。どこかではじめをつける必要があるのではないか。

A：マグナの子供たちが来た場合、行った子供の家にホームステイさせることを義務化したことがあるようにも聞いている。この受入れにも問題があるとは思いますが、マグナの子供たちがより多くの子供たちとふれ合うにはどうしたらよいか、今検討中である。現在はこのまま継続していきたい。

Q：国道17号線が止まった場合、高速道路を使って湯沢から行くことも考えられるが、苗場地区での災害等に対する対応につ

いては、利根消防に依頼することも考えているか。

A：三国トンネル事故想定訓練等にあわせ向こうの協力が得られれば良いと思う。検討するとともに、南魚沼市消防に話をしてみる。

地域整備課 一般会計

Q：三俣の街なみ環境整備事業は本年度も計画策定だけか。

A：現場は一つ動いていない。しかし、三俣みらい町づくり委員会及び国県と協議しながら進めている。本年度、整備方針を作成した。事業化にあたっては、具体的な事業計画を作成しなければ補助対象にならない。

Q：克雪すまいづくり支援事業補助金の予定件数は、また、融雪の考え方は。

A：今年度予算は融雪10軒、耐雪5軒。消雪パイプを屋根に上げる融雪及び併用住宅については、県的重要網を確認し研究する。県も財政難のためこの制度を止めたいと言っている。震災復興基金を財源

にしていることから、20年度以降は継続が難しい状況にある。

Q：田中原新田線の改良が進まないなか、JRが踏み切り部分を整備してくれただ。西側の方は用地も協力してくれると言っている。東の方は墓もあるが通学路等としての整備ができないか。

A：JRのおかげで踏み切り部分は良くなった。西側部分の予算は計上していないが、今後検討する。

Q：中里スキー場線の改良はどうなっている。赤井電機の所までも早急に整備してもらいたい。それ以上、厳しいことは分かるが整備を進めてもらいたい。

A：土地交換契約は完了した。赤井電機の所は現道確保、ほかの所は現道より広くなる。一部用地が決まらない所（未改良区間）については地権者にお願いく。

Q：レジャープールの改修は入り込みも悪いことから、0ベースで検討すべきではないか。

A：平成4年にオープンし

老朽化が進んでいることから、年次計画で改修する。現在は6月から8月までオープンしている。19年度は1万6千人の入込みがあり、事故も考えられることから継続して実施したい。

地域整備課 下水道特別会計

Q：湯沢・浅貝浄化センター再構築実施設計は造り直すということだと思いが、将来の財政計画はどうなっているのか。

A：悪い箇所のみの修繕である。補助金も出るが起債も借りる。起債額が増えて大変なため計画的に進めていく。再構築費として湯沢9億円・浅貝7億円程度を見込んでいる。電気関係を中心に年次計画での改修を検討している。

Q：下水道会計の将来をどう考えているのか。町民に理解を求める努力が必要ではないか。

A：どの自治体も赤字というなかで今後研究する。町民には今後情報を開示して理解してもらうよう

努力する。

Q：三俣は特環か合併処理か検討しているというが。

A：特環で整備するとした場合、三俣18億円、二居6億円程度と考えている。

Q：料金の未納の現状は。

A：19年2月末で3千877万2千円。

地域整備課 水道事業会計

Q：水道ビジョン作成600万円の内容は。

A：水道事業全体の現状分析するなかで課題を見つけ、それを克服する中で健全な水道事業の運営を図るというもので、厚生労働省の指示で行うもの。

健康福祉課 一般会計

Q：特定疾患（透析）交通費助成58万5千円、現在湯沢に13名いるというが、助成より実際の足がほしいという話はないか。

A：以前、人工透析の時間にずれが生じることから難しい、一人当たり医療費に600万円もかかるというなかで、バランス的なものもあるため当面でき

ないと答弁したと思う。

Q：電子カルテの他の病院との互換性はどうか。

A：メーカーが今後つくるものは国際基準に基づいたデータの抽出が可能となる。町が導入するものはそれに準じたものになる。魚沼基幹病院ができる7年後は、更新の時期になることから互換性は保てると思う。

Q：病院の電子カルテ導入の町民への周知方法。

A：電子カルテのメリットは、院内のペーパーレス化、カルテがどこでも見られる、チーム医療の向上、看護師の業務量減少、若い医師を集めやすい、証明書等発行の迅速化等

Q：メタボ検診の受診率の想定とペナルティの内容

A：国保の受診率61%、5年後55%で見ている。ペナルティは5年間はない。5年後の見直し後にはペナルティとして交付金が減額される。

Q：妊婦検診の内容。

A：妊婦検診は18回、うち町は5回と歯科検診を助成している。

Q：小出養護学校への通学者は何人か。

A：小出養護学校通学スクールバスは石打までしか来ない。これは子供たちの家族会で運営し、南魚沼市と湯沢町が助成するという内容。今湯沢で利用したい子供は1名。金を出せば湯沢まで来ることになるかについては、まだ発足したばかりで不明。

Q：小出養護学校通学スクールバス50万円の算出根拠は。湯沢から行っている人が10人くらいいる。全員バスに乗ればいくら位かかるのか。今後の方向性、また、広く周知してもらいたい。

A：1月24日に市と保護者会の懇談会があり、運行費220万円のうち湯沢から通っている人が4名で負担割合1/5、(算式)11万円×4名 50万円計上。2月27日保護者に説明した結果、利用者は1名であった。今後、教育委員会・健康福祉課・保護者会と積極的に取り組んでいく。特別学級に入っている子供たちの親

にも集まりがあることから周知していく。

健康福祉課 介護保険特別会計

Q：第3期は平成20年度までであるが財政運営の見通しは。

A：苗場福祉会の2施設合計で6千万円を見込んでいる。病院の介護療養型病床が増床されれば4千万円相当の介護給付費が増額となる見込みである。

教育課 一般会計

Q：教員のパソコンを設置するというのが、現在は自分のパソコンを持ち込んでいると思うがセキユリティ等の扱いはどうなる生徒のパソコンも古くなってきたというが更新をどう考えるか。

A：町のパソコンにはセキユリティをしつかりかけていく。個人のパソコンは使用しないように指導する。

Q：教育委員会へつなぐことによってどのような利用ができるのか。

A：インターネット接続契

約を1箇所までできる。有害サイトに対する規制も1箇所のサーバーの中で対応できる。生徒用・教師用・財務会計用のパソコンを別々の配線サーバーで管理する。

Q：神立小学校の介助員賃金の理由と湯沢小学校に行かない理由。

A：新入生の中には就学指導委員会から問題ありとされた児童もあり、保護者が1〜2年様子を見た

ことのことから、湯沢小学校の特別支援学級ではなく神立小学校に入れた行動に危険性を伴うことから介助員を付ける。

Q：国体の3千500万円の交付金は概算額か。また、国体局から2〜3名の応援が来るということであつたがどうか。

A：交付金対象経費を約5千250万円としてその2/3の3千500万円を計上した。秋口の頃から一緒に業務をしないとだめと伝えてある。

Q：中学校建設基本構想の考え方。

A：建設検討委員会・教育委員会を経て順調に行け

ばということで計上した。

Q：給食費の未納が社会問題となつているが湯沢町ではどうか。校長にだけ任すのではなく教育委員会も進んで対応するべき。

A：4名の未納があつたが減っている。金があつても支払わない人がいる。教育委員会も対応する。

Q：童画の利用方法を豊口先生に相談して決めるとのことであるが、どうなっているのか。

A：童画の有効活用について、豊口先生と童画展の時相談したら大学に寄つてくれとのことであつた。その時の話となる。本年は川上家に行つて話を進める。

Q：簡素な国体経費はどの程度か。

A：人件費を除き1億9千万円位と考えている。

町民課 一般会計

Q：パスポートの発行状況は。

A：19年4月より町で発行している。本年度は187件、マグナの関係もあると思う。

Q：斎場の事業と負担割合。

A：市と町の負担割合は町が14・1%（人口割合等）。事業は実施設計1千700万円、土地造成5千200万円、擁壁工事1千600万円、出入り口道路300万円となっている。

Q：保育園の臨時職員状況。

A：発育にゆがみのある子がいる。障害児は各常設保育園におり、1対1での対応も必要のため、その臨時職員を見つけるのも大変な業務である。

Q：保育園の統合等については課を超えたチームを作り、対応する必要があるのではないか。

A：町長・課長会議等と内部協議をして決定する。

町民課 国民健康保険特別会計

Q：税のなかで医療給付費分と介護保険分の徴収率が異なるのは法令違反ではないか。

A：法令違反ではあるが事実である。介護サービスを受けないから払わないという人がある。

町民課 後期高齢者医療特別会計

Q：後期高齢者医療保険の対象が1千288人から1千280人くらいになりそうだというが、65歳〜74歳の対象となる障がい者の方（現在60名）で入らない人がいるということか。

A：対象障がい者の方には国保の保険料と後期高齢者医療の保険料金を比較した数値を渡したが、明らかに国保のほうが安い方がいた。

産業観光課 一般会計

Q：陶芸工房と体験工房を一緒にした方がよいのではないか。

A：課内で検討する。

Q：信用保証の関係で今まで町が支払ったものは。

A：今まで3件で214万円程度を町が支払っている。

Q：共同浴場の修理は何か。

A：駒子の湯のユニットヒーターとユニット滅菌機、他。

Q：新潟県スノーファンクラブ運営委員会とは。

A：18年度まで新潟県スキー観光活性化戦略実行

委員会という名称であった。パンフレット等、宣伝を行う。総事業費1千200万円、新潟県600万円、湯沢町300万円、他自治体300万円の負担である。構成は14市町村でスキー客の入り込み数で負担金を決定する。

Q：湯沢駅の案内が不親切といわれている。構内や出入り口にスキー場案内看板を設置できないか。

A：現在検討中。

Q：海外からの観光客に対して商店が対応できないという。観光立町部会で検討しているのか。

A：「指差し会話集」もあるし、検討してみたい。部会ではまだ検討していないと思う。

Q：農業の転作について配布しても意味がない。個人で販売力のある人は転作不要と思うし、町内で生産したもの全て町内で消費できる町は転作しないのでよいのではないか。

A：転作のペナルティは国県補助金の抑制くらいしかないと思うが、現在そのような補助金をもらっているのか。

Q：新潟県スノーファンクラブ運営委員会とは。

A：国の指導であることからこれに沿って対応する。今はもらっていない。

Q：農林業振興策のなかで新米キャンペーンを2年連続で実施してきた。町長は、今後は野菜も地産地消という形でやりたい「使う物を作る」というているが、それなら農家に先にそれを伝えるべきである。町はどこまでやるうとしていくのか。

A：18年度は320俵、18年度は291俵の実績があり、評判も良かった。ニーズを含め、交通整理を行う。

税務課 一般会計

Q：ダイヤモンド誌によれば湯沢町は全国ワースト27位である。差押等についてはどういうように努めているのか、また今までの手法と今後の考え。

A：権利の付いていない土地家屋差押、権利が付いていても場合によつては参加差押をしている。預貯金は差押すれば換価できるが、物件については差押すれば換価できない。金

融機関が入っているものはそこが競売にかけないと町が行っても手間倒れで金が入ってこない。収納状況が悪い自治体はバブル期に開発がなされたところが多い。1件で億を超えるような滞納者を抱える湯沢町ではこうすればこうなるという有効的な手段がないのが現状である。

Q：国保税徴収のために補助金をもらっているか。

A：受領しており、現在は国保会計で嘱託員の雇用費に充当している。

Q：町長は公約として滞納整理に努めるというっているが。

A：全体としては上司の命令で課は動いている。しかしながら、町長や副町長が自ら出向き、直談判すれば納税するといった状況にはない。上司が直接出向くことがデメリツトに働く場合もある。必要があれば上司にお願いするが、現在は課で対応している。

契約・条例・請願・陳情・発議・その他（3月議会）

契約

○上越線土樽・越後中里間
中里跨線橋改築工事に係
る工事委託協定を変更す
る契約の締結について
賛成全員 可決

○湯沢温泉ロープウェイ施
設等賃貸契約を変更する
契約の締結について
賛成多数 可決

条例・規約の変更

○湯沢町課設置条例の一部
を改正する条例の制定に
ついて **賛成全員 可決**

○湯沢町職員の育児休業等
に関する条例の一部を改
正する条例の制定につい
て **賛成全員 可決**

○湯沢町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一
部を改正する条例の制定
について **賛成全員 可決**

○湯沢町職員の給与に関す
る条例の一部を改正する
条例の制定について **賛成全員 可決**

○湯沢町立学校設置条例の
一部を改正する条例の制
定について **賛成全員 可決**

○湯沢町ひとり親家庭等の
医療費助成に関する条例
の一部を改正する条例の
制定について **賛成全員 可決**

○湯沢町重度心身障害者医
療費助成に関する条例の
一部を改正する条例の制
定について **賛成全員 可決**

○湯沢町老人保険医療費助
成に関する条例の一部を
改正する条例の制定につ
いて **賛成全員 可決**

○湯沢町国民健康保険条例
の一部を改正する条例の
制定について **賛成多数 可決**

○湯沢町介護保険条例の一
部を改正する条例の制定
について **賛成多数 可決**

○湯沢町後期高齢者医療に
関する条例の制定につい
て **賛成多数 可決**

○山鳥原公園条例の一部を
改正する条例の制定につ
いて **賛成全員 可決**

○新潟県後期高齢者医療広
域連合を組織する地方公
共団体の数の減少及び規
約の変更について **賛成全員 可決**

請願

○町有地借地料の減額に関
する請願 **賛成多数 採択**

○米価の安定と生産調整に
関する請願 **賛成全員 採択**

陳情

○健全に運営されている自
主共済を保険業法の適用
除外にすることを求める
陳情 **賛成少数 不採択**

○住民の安全と暮らしに直
結した国の地方出発機関
を統廃合することの見直
しを求める陳情 **賛成少数 不採択**

○「看護師等の人材確保の
促進に関する法律」の改
正を求める陳情 **賛成全員 採択**

○深刻な医師不足を打開す
るための法律の制定を求
める陳情 **賛成全員 採択**

○「鳥獣被害防止特措法」
関連予算を、鳥獣捕殺で
はなく自然林復元と被害
防除に使うこと等を求め
る意見書提出に関する陳
情 **賛成少数 不採択**
○生活保護基準以下の最低
賃金の抜本改正を求める

陳情

賛成全員 採択

発議

○「看護師等の人材確保の
促進に関する法律」の改
正を求める意見書 **賛成全員 可決**

○深刻な医師不足を打開す
るための法律の制定を求
める意見書 **賛成全員 可決**

○米価の安定と生産調整に
関する請願 **賛成全員 可決**

○全国最低クラスの「新潟
県最低賃金」額の引き上
げ・抜本改正を求める意
見書 **賛成全員 可決**

○少子化対策特別委員会設
置に関する決議 **賛成全員 可決**

その他

○湯沢町情報公開審査会委
員の委嘱について **賛成全員 承認**

・師田富士男氏（三国）再任
・池田 博子氏（三俣）再任
・南雲 純子氏（神立）再任
・関 正昭氏（土樽）再任
・南雲 正明氏（湯沢）新任
任期は20年4月1日より2
ケ年

議会が少子化対策
特別委員会を設置

今、地方を中心に人口
の減少が続いています。
これは湯沢町においても
例外ではなく、特に子供
たちの出生数にこの傾向
が顕著にあらわれています。

私も議員はこの現状
を踏まえ、安心して子供
を生み・育むことができ
る環境の整備を町の最重
要課題の一つとしてとら
え、「安心して子供たち
を育む保育環境はどうあ
るべきか」、「未来を担う
子供たちの教育環境の整
備には何が必要なのか」、
また、「その関連施設等
はどうあるべきか」、分
権時代に対応した責任あ
る基礎的自治体として、
未来に向い湯沢町のある
べき姿を調査・研究する
ために、少子化対策特別
委員会を設置することを
決定いたしました。



南 雲 正

代
表
質
問

総務文教常任委員会

1 予算編成について

質問

必要な新規、投資的事業への配分枠を最低限確保したということであるが、今湯沢町に必要な新規、投資的事業への枠をどの程度と認識しているのか、確保できた予算額と歳出予算に占める割合はどのくらいか。また、新年度に見直しが想定される既存事業と施設とは何か。

町長答弁

新規、投資的事業予算は6億5千万円、11・1%計上し、一般財源ペースで前年度より1億7千万円の増である。全事業、全施設を見直し対象として、日常業務の中で洗い出し、見直しを進める。湯沢町が生き残るためには合理化が必要であることを町民から理解してもらいたい。

2 主要施策について

①防災対策の充実

質問

地域防災計画の見直し作業が予定されているが、現在の地域防災計画では対応できないのか。また、町内会の自主防災組織の立ち上げに対する指導の方法は。

町長答弁

役場の組織や郡内の行政組織の変更や土砂災害区域指定などの新たな対応と、行政関係者だけでなく町民が見ても理解できるようにする総合的な改正である。町内会の自主防災組織は20町内で組織されている、今後消防署や消防団と連携し育成を図る。

②上中子宅地分譲の推進

質問

不動産会社への販売委託

や他の用途への変更も視野に入れた検討が必要ではないか。

町長答弁

住宅地で販売することが良いと思うが、業界専門家に事業全体を委ねることも視野に入れて取り組む。

③情報の伝達と広報活動の充実

質問

まちづくりにとって最も重要な、町民の声を聞くための公聴活動の方向性が示されていないが、どう対応されるのか。

町長答弁

行政が地域に出向き、町民の生の声を聞くことは大事である、施政方針では言わなかったが、折々に触れ、町民と接する機会を作りたい。

④学校教育の充実

質問

教育委員会に諮問している「少子化に対応した湯沢

町の今後の教育と湯沢中学校の校舎建替え」の答申が9月に出るということであるが、どのような手順で、いつごろ町としての方針が決定されるのか。「食育の推進」とは具体的にどのようなことか。

町長答弁

教育委員会の答申の内容を精査して、出来るだけ早い時期に町の方向を示したい。食育の推進は、地元食材を給食に使い、生産者との交流や生産現場での体験を通じて郷土への愛着を育て、給食を流通や食文化を学ぶ場とするという考えである。

⑤生涯学習と文化振興

質問

施政方針の基本理念が「忘れかけていた田舎の原風景やそこに遊ぶ子供達の笑顔、これらを大切にしてい

全国に発信している越後湯沢全国童画展の世界でもある。このことから、まちづくりのシンボルとして童画美術館の建設についての検討を続けなければならないが、施政方針で触れられていないのは何故か。青少年の健全育成では、国の方針が変わる中で野外観察学習や物づくり等の体験学習を推進しているが、町独自の方向を目指しているのか。

町長答弁

美術館の建設を考える前に、全国童画展の入賞作品約400点の有効活用、川上四郎作品96点の取り扱いについて、長岡造形大の豊口先生や川上家に相談をしている、今後新たな展開があったら報告したい。

野外観察、ものづくり等の体験学習は夏休み等の休日を利用して参加機会の充実を図りたい。

⑥64回国民体育大会冬季スキーク競技会の開催

質問

日体協が簡素な節約国体

開催の方針を示し、湯沢独自の展開も制約を受けることとなり、将来を見据えた観光振興の観点からも、運営面で「湯沢らしさ」をどう全国に発信するかの正念場になる。全国にスキーのメッカ湯沢をアピールする方法として町の総力を結集して、完璧な大会運営を行うために、事務局体制の充実と運営体制の基本的な考え方、また大会を盛り上げるための企業協賛、募金の推進について伺いたい。

町長答弁

国体運営の基本スタンスは、国体改革の基本方針「簡素、効率化」「充実、活性化」を2本柱に取り組む。県国体局から数名の職員を要請し事務局体制の強化を図る。企業協賛は県、関係機関等と調整しながら、大会を盛り上げるきっかけ作りをしたい。

⑦ 国際交流の推進

質問

国際交流の方向性が示されていないが、教育交流の

みの推進になるのか。

町長答弁

マグナと湯沢の関係については、将来的に姉妹都市締結が望ましいが、今は教育交流を積極的に推進すること、マグナ側と認識が一致している。双方のプログラムやホームステイ等をPRし、町民の姉妹都市に対する機運を高めたい。

⑧ 行財政改革の推進

質問

町民満足度向上の職員研修に3年間で500万円を超える経費が費やされるが、職員研修はきっかけ作りができれば、それをベースに職員個々の自主研修に委ねるべきであり、研修を受けることがマンネリ化し、研修そのものが業務化してしまふ恐れがある。あえて費用をかけ職員研修を継続しようとする考え方を伺いたい。

町長答弁

18、19年度に専門機関を講師に職員研修を実施した。今は政策形成実践研修を行

い、発表会では、4件の政策が発表され、「滞納者を納税者へ」という政策が最高得点となり、普段しゃべらない職員の声を初めて聞いた例もあった。研修の効果が無いことはないもので引き続き職員の能力向上を目指す研修は行う。

⑨ 町税等徴収対策の推進

質問

多額の滞納者に対して、町長が自ら出向いて納税を促し、解決を図るという方向が、施政方針からは伝わってこない、初心に帰っての対応が必要であると思うが、町長の滞納処理に対する意気込みと県や近隣自治体と連携しての「新徴収機構」設立の見通しについて伺いたい。

町長答弁

昨年は高額滞納者を回ったが、いずれも債権がついていて、結果として解決できなかった。私が出ても解決できないと担当職員は更に困難な状況になるので、今年は自ら出向くことは控

えていた。なぜ滞納がここまで来たのか不思議な状況であるが、どういうことだったのか状況を掴むために、20年度は空いている時間を使得、高額滞納者からどうしてそうなったかを掴むために職員の先頭に立つて回らしてもらい、幹部職員にも同じ思いを持つてもら

新徴収機構は、県地域振興局の県税部単位で、管内の市町と合同で組織をつくり、平成20年度中頃に立ち上げる。人員は県、市、町で職員を派遣し、相互併任方式として県税部内に事務所を設置する。湯沢町からも1名の職員が派遣され、各市町の困難案件を対象に徴収にあたる。



食育の推進とはどのようなことか（湯沢町学校給食センター）



佐藤 守正

厚生福祉常任委員会

質問

「自然保護条例の制定に向けて務める」とあるが、その具体的な内容は何か。

町長答弁

私たちは、この湯沢町の良好な環境を損なうことなく将来に引き継ぐ役割を担っている。町民や事業者、来訪者にその権利と役割を明らかにし、理解と協力を求めることを基本とした内容になろう。

質問

健康診断事業では、「生活習慣病対策のためのメタボリックシンドロームに対応した検診」になるが、担当課には大きな負担になる事業である。そのための人的準備は十分か。

町長答弁

該当する国保加入者全員に受診券を発行し受診を勧めたい。40から64歳は湯沢病院の健康増進施設を会場とする施設検診とし、65歳以上は今まで通り各地区で集団検診で行う。施設検診は5月から1月までと検診期間が大幅に延びるので、受診率が上がることを期待している。受診後の保健指導はその指導が長期にわたるし、国保加入者以外の町民の保健指導も行うので、現在の保健師体制では限界がある。そのため来年度は保健師を1名増員する。

質問

町民にとつての「かかりつけ医」は湯沢病院であるという意識を、町民の一人ひとりにもってもらう必要があるのではないか。

町長答弁

病院が町民のかかりつけ医であることを認識してもらう広報に力を入れたい。平成27年には魚沼基幹病院が開院するので、「身近な

かかりつけ医」と病院との役割分担も重要になる。

質問

子育て支援の充実のために、妊婦検診助成の増と、小学校卒業までの通院助成を行ってほしい。

町長答弁

湯沢町の妊婦検診の助成は、平成18年度に従来の2回を5回までに増やしたところである。さらに歯科検診、B型肝炎、超音波検診を1回ずつ助成している。また妊娠証明を受けた翌日から出産後1ヶ月までの間に支払った医療費の助成も行っている。

乳幼児・児童の入院費助成も、子育て全体の支援策として前向きに考えていきたい。

質問

後期高齢者医療制度の中で起こりうる保険料滞納者



湯沢町自然保護条例の内容は何か

への保険証の取り上げ措置は可能な限り慎重に行い、貧しいが故に医者にかからないという事態を生まないようにしていただきたい。

町長答弁

資格証の交付は、広域連合と緊密な連絡を取りながら、安易に機械的な交付を行うことがないよう、滞納に至る事情をきめ細やかに相談しながら慎重に対応する。



田村 計久

産業建設常任委員会

1 観光について

質問

農業と連携した地産地消の食の観光、その基盤整備とはどのようなことを考えているのか。

町長答弁

越後湯沢産の米、山菜などブランド化をはかるとともに山菜、そばなどの栽培研修を行い特産化したい。また南魚沼の農産物を含め観光化するために農業者、観光業者、行政で異業種交流会を3月中に開き観光に結びつく地産地消運動に発展させたい。

質問

湯沢町外国人観光客誘致促進協議会を立ち上げることだが、通年観光を目指すのが町は、まず町長の

かかげる一流の田舎町湯沢の新たな方向付けとして総合プロジェクトチームが必
要と思うがいかがか。

町長答弁

外国人の来町者が近年増えて
いるなか、いろんな業種の人に参加いただき現状と問題点について研究し対策を講じるために外国人観光客誘致促進協議会を立ち上げます。総合プロジェクトチームの設置については協議し必要であれば設置する。

2 三俣地域振興策について

質問

三俣の地域整備がなかなか進まないが今後の整備等計画はどうなるのか。

町長答弁

19年4月に三俣みらい街づくり協議会、北陸地方整備局、新潟県、湯沢町の4者協議会で基本的な合意がはかられ確認書が締結された。

実施可能な事業から順次行うこととし、町が事業主体の事業については整備コ

ンセプト、施設規模、配置計画など三俣みらい街づくり協議会と協議策定する。現在街づくり協定書の締結に向け各町内ごとに住民の同意をとるために活動している、道の駅は街道の湯に隣接して建設するために国との一体整備をはかるべき協議中である、20年度は町並み環境整備事業の整備事業計画を策定し国の同意を得たのち事業計画に沿って着手する。

3 道路等の整備について

質問

松川橋の整備とあるが、どのような整備方法を考えているのか。また、どのような要望をしていくのか。

町長答弁

松川橋は老朽化が進み安全安心とは言えない、管理者の県は架け替えの方針だが200メートルと長いため直轄砂防事業者の湯沢砂防と近々協議をはじめ。工事費用が多額になるため問題も多いが町をあげて取り組みたい。

質問

県道拡幅の要望路線として、中学校建設に伴いこの地域を文教地域と考えるなら隣接する県道の拡幅、改良は急務である。現時点で要望にあがっているのか。今後の要望予定はどうか。

町長答弁

越後湯沢停車場線で都市計画決定されている、17年度より県に要望しているが採択されていない、街づくりとして地元との機運を高め、さらに強く要望活動をしていく。

質問

土樽自然公園の整備が進んでいるが、この公園は土樽地区の活性化にとって非常に重要な位置づけになる土樽西地区全体としてどうあるべきか再度検証するべきではないか。

町長答弁

都市計画マスタープランにおいて、豊かな自然を生かしたレジャーゾーンとして位置付け、具体案については地元を含めた土樽自然公園整備計画検討会で議論し、現在計画に沿って事業

を進めているため現在は見直しする考えは無い。

4 バイオマスタウンについて

質問

湯沢町バイオマスタウン構想を策定作業中でバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の審議を経て5月にバイオマスタウンとして公表されるとのことだが当初の説明で資源を含め調査して結論を出したいと聞いている。構想策定の進捗状況と今後の財政負担についてどのように考えているのか。

町長答弁

副町長をリーダーとして役場内にプロジェクトチームを作った、民間の声を反映させるべく民間団体をはじめ南魚沼市の関連団体に利活用推進委員会のメンバーとして参加いただき、活発な意見交換をし、素案作り作業をしている。財政負担については国に構想が認められたら、経済性やメリットを考えた具体的な事業計画を立て検討することになるのでこの段階で十分議論したい。

5 ガソリン税の暫定税率について

質問

ガソリン税の暫定税率が廃止された場合の町への影響をどのように考えているのか。

町長答弁

国道については防雪対策や交通安全対策に影響が出ること、県道、町道については補助事業の補助金が50%ほど減ることが予想される。現在整備中の事業についても工期が大幅に遅れることとなるなど今後の事業の見直しも検討せざるをえない事態となり危惧している。



暫定税率廃止による町への影響は？

総務文教常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成20年1月28日
平成20年2月26日

●請願第10号

町有地借地料の減額に関する請願

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

湯沢町スキー場振興協議会からの請願であり、町内のスキー場事業者はスキー客が平成4年度をピークに3分の1まで減少するという厳しい経営環境の中で安全を担保しつつ経費の削減に努め、経営を維持しているが、自助努力による経費の節減は限界であり、固定経費である借地料の減額を願いたいという請願である。

町の契約貸付地のスキー場分については、平成10年度に、概ね㎡当たりコース敷25円、残地森林3円とし、平成14年度には「スキー客の減少による収益の減」「土

地評価の下落」「スキー場間の貸付単価不均衡是正」を理由としてコース敷を20円に改正している。

◎主な質疑

Q：請願者はどのくらいの値下げを求めているのか、どのくらいの減額ならばスキー場の経営は正常化するのか。

A：具体的な金額は聞いていない、請願が通った中で検討してもらいたい。

Q：それぞれのスキー場の売り上げの中で、借地料がどのくらいを占めるのか。

A：いくら下げればどうなるかわからない、スキー場はギリギリのところまで削減している。

◎主な意見

・経営に対して借地料がどのくらいのウェイトになっているのか、どのくらい下げれば運営できるのか、

か、スキー場自体の資料を出してもらって審議すべきである。資料不足で結論が出せない、請願者から事情を聞く必要がある。

◎結論

資料不足で結論出すことは無理があるので、継続して審査することとする。次回は請願者を参考人として招致して事情を聞くこととした。

平成20年2月26日

参考人として湯沢町スキー場振興協議会山際会長他2名が出席し、スキー場の経営状況は赤字であり、営業経費に対する借地料の割合が一般管理費の3〜5%であること、減額の要望額は半分にしてほしいという説明があり、経営の安定が図れれば元に戻したいということであつた。

◎主な意見

・スキー場の希望する半額は難しいが、社有地等の固定資産税額を下回らない金額で、年数を切って

難しい。

閉会中の委員会審査

平成20年3月10日

●議案第2号

湯沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」



閑散としている平日のスキー場

特定検診、特定指導の業務が義務付けられ、後期高齢者医療制度が導入されることから、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の業務を健康福祉課に一本化し、効率的な業務運営を図るために、町民課と健康福祉課の事務を見直す改正である。

●議案第3号

湯沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

地方公務員の育児休業に関する法律の改正で、小学校入学までの子供を養育するため育児短時間勤務制度が創設されたことから、当制度に対応するための条例改正である。

●議案第4号

湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

育児短時間勤務の承認を受けた職員の勤務時間等の規定の整備を図るための改正である。

◎主な質疑

Q：職員が育児短時間勤務を選択した場合の経費の試算はしているか。

A：この制度を職員がどういう形態で取るか想定できないので試算はしていない。

Q：育児短時間勤務の取得により、業務に支障をきたす場合の判断は誰がするの。

A：業務に支障が出ることは避けられないが、少子化対策として職員が子供を養育するための環境整備も大事であり、上司と話し合いにより歩み寄ることとする。短期採用職員任用制度の活用も考えられる。

●議案第5号

湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

組織機構の改革により、旧制度の主任が廃止されたことから、長年の勤務と経験にもかかわらず、主事の職階にある職員の対外的な信用やモチベーションをあげるため級別職務分類表の見直しを行い、3級に主任の職務を追加し、4級を主査とする改正である。

◎主な質疑

Q：級別職務分類表の見直しにより、期末勤勉手当の傾斜配分はどうなるか。

A：3級に4年以上在職し勤務成績が優秀な職員を主任とし、4級を主査とするが、傾斜配分は4級以上とするので現状と変わらない。

●議案第6号

湯沢町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

学校教育法の改正により、条例に引用されている条項の改正である。

●議案第20号

平成19年度観光事業清算特別会計補正予算(第1号)について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

観光事業清算に伴う剰余金114万1千円を一般会計に繰り入れる補正予算である。

●陳情第3号

健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める陳情

■審査の結果

「賛成少数で不採択とすべきものと決定」

共済の今日と未来を考える新潟県懇話会からの陳情であり、保険業法の改正による経過措置の期限が迫っていることから、これを延長し、自主的に非営利で健全運営されている自主共済を保険業法の適用除外とし、引き続き継続できる措置を国に求める陳情である。

◎主な意見

・過去に共済制度の悪用が社会問題になった。助け合いである共済制度も今後悪用されないという保証はない。ある程度の歯止めが必要であり、制約をクリアーしてこそ共済制度が信頼され健全に運営されるという担保になることから、今後も法律による規制は必要である。

●陳情第5号

住民の安全と暮らしに直結した国の地方出発機関を統廃合することの見直しを求める陳情

■審査の結果

「賛成少数で不採択とすべきものと決定」

新潟県公務員共関連労働者共関連連絡会からの陳情であり、地方と都市の格差問題が問われる中で、国の出先機関まで統廃合されれば益々格差が拡大されるので、国の出先機関の統廃合を行わないことを国に求める陳情である。

厚生福祉常任委員会報告

平成20年3月7日

●議案第11号

湯沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成20年4月1日施行分について、湯沢町国民健康保険でも条例の一部の改正を行なうもの。その内容は、①乳幼児の医療費自己負担割合を2割負担に軽減する対象年齢を「3歳未満」から「義務教育就学前」までに拡大する、②現役並み所得者以外の70歳以上75歳未満の人の自己負担割合を2割とする、③被保険者の健康の保持増進のため、保健事業では保険者に特定健康診査が義務づけられたこと以上の3点である。

なお、①の拡大によって50名程度の増になる見込み、②の自己負担割合の2割へ

の増は1年間の凍結が決まっている、とのことである。

●議案第12号

湯沢町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

平成16、17年度の税制改正により、公的年金等控除の最低補償額の引き上げや高齢者の非課税限度額が廃止されたことにより、収入が変わらないのに所得が増え、その結果介護保険料が急増した人への激変緩和措置は、平成18年、19年と実施してきたところである。この度厚生労働省が、平成20年も実施するかどうかについては保険者の判断に委ねると通知してきたことから、湯沢町では平成20年も実施することとしたもの。ちなみに、住民税と国保税の激変緩和措置は平成19年度で廃止されている。

●議案第14号

湯沢町後期高齢者医療に関する条例の制定について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

湯沢町が行う後期高齢者医療の事務について、「高齢者の医療の確保に関する法律」などの関係法令や、「新潟県後期高齢者医療広域連合の行う医療事務に関する条例」に定められているものの他をこの条例で定めるもの。内容は、第1章・町が行う事務、第2章・保険料、第3章・雑則、第4章・罰則の計10条からなっている。さらに付則では、平成20年度の保険料の納期の特例、延滞金の割合の特例を定めている。

◎主な質疑

Q：老人保険がなくなり後期高齢者医療という新しい事務が入ったわけだが、事務量は増えるのか減るのか。

A：従前よりも増えるものと思われる。

●議案第16号

平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ348万4千円を追加し、総額を11億32万8千円とするもの。国庫補助金、交付金等の交付決定に伴う予算の過不足の補正である。

◎主な質疑

Q：出産一時金については、12月補正では減らしておきながら、今回また増やすのはなぜか。

A：見通しを誤って、12月補正では減らし過ぎたためである。

●議案第19号

平成19年度介護保険特別会計補正予算(第4号)について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

既定の歳入歳出予算からそれぞれ117万6千円を減額し、総額をそれぞれ7億421

万2千円とするもの。歳入は、配食サービス利用料86万4千円と一般会計繰入金43万3千円の減額、激変緩和措置継続のためのシステム改修国庫補助12万1千円の増額で、差引117万6千円の減額補正。歳出は、システム改修費157万5千円の増額、介護認定審査会負担金73万7千円の減額、配食サービス給付費216万円の減額などである。

◎主な質疑

Q：システム改修に12万円の補助しかないのに、実際は157万円かかっているのはなぜか。

A：国からは12万円のあてがいぶちの補助しかない。それを上まわった分は町負担が当然ということになっている。

◎主な質疑

Q：システム改修は日本電子計算に頼んでいるが、妥当なのか。

A：システムを組んだのがその会社なので、改修もその会社しかやれない。これでも減額の折衝をやった上での価格である。

Q：配食サービス事業費が

216万円も減額されているが、なぜか。

A：月8回、90人を予定して予算を組んだのだが、実際は半年遅れてスタートし、配食を受ける人の人数も、実績は45人だったためである。もつと多くの人から利用してもらったかった。

●議案第22号

平成19年度病院事業会計補正予算(第2号)について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

事業収益においては、決算見込みが当初予定の患者数に達していないことなどに伴う医業収益の減、健康増進施設維持負担金の増に伴う医業外収益の増。事業費用では、医業収益の減収などに伴う医業費用の減、繰延勘定償却の増に伴う医業外費用の増。これらによって、事業収益の総額から77万7千円を減額し9億9千619万8千円とするもの。資本的支出については、医療機器購入などの備品購入費の不要額を整理するもの。

の。その結果、資本的支出の総額から390万5千円を減額し、10億5千811万7千円とするもの。

◎主な質疑

Q：資金計画表に前年度末収金が1億2千万円も上がっているが、これは何か。

A：医療費は2ヶ月遅れで入ってくる。1ヶ月2千万円の2ヶ月分で、これは完全に入ってくるお金である。

Q：入院患者の給食の食材はどのように入手しているのか。安全性は大丈夫か。

A：調理室で作っているがこの仕事は外注であり、その内容はよくわからない。後で確認して答えたい。

●陳情第1号

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

医療事故を無くし、安全で行き届いた看護をするために「看護職員確保法・基本方針」を見直し、看護職

員の計画的な増員を図り、併せて国民の医療サービス受給の充実を図ることを求める陳情

●陳情第2号

深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

医師不足から地域の病院等が閉鎖され、医療を受けられない事態が発生していることから、この問題を解決するためにも医師を増やし、勤務条件の改善をはかるために医師確保に向けた必要な法律を制定すること求めた陳情



3月7日厚生福祉常任委員会開催

産業建設常任委員会報告

開催中の委員会調査

平成20年3月10日

●議案第7号

山鳥原公園条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「全員賛成で可決すべきものと決定」

平成18年3月に無償で再契約し平成23年3月末まで無償貸付契約を締結している山鳥原公園駐車場に関して、中越森林管理局から会計検査員の指摘で無償貸付はできないとの申し入れがあり、今後借地料として約25万円(面積6千465㎡)を支払うことになる。その財源とするためにも今後駐車場利用料金を徴収するものである。

現在、この駐車場は山鳥原管理組合を指定管理者とし、委託しているが新規にこの駐車料金を利用料金として徴収することも含め委託することになる。

この駐車料金を利用料金

として徴収することになるため、平成20年度の指定管理料を平成19年度より25万円減額する(平成19年度450万円→20年度425万円)。

◎主な質疑

Q：収支はどうなるのか。

A：予想収入は100万円、人件費25万円、借地料25万円、看板などの整備費25万円を予定している。

Q：登山のための駐車場でお客から不満が出ないか。

A：有料のところもあるし、普通車で500円なので理解いただけると思う。

Q：有料期間はいつくらいつまでか、また利用がなくても支払うのか。

A：契約すれば支払う、利用期間は4月末から降雪期までとしたい。

Q：不法に料金の徴収を免れたものはどうする。

A：山鳥原管理組合に管理をお願いする、シーズンには管理時間を長くする

など対応する。

●議案第18号

平成19年度下水道特別会計
補正予算（第3号）につい
て

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきも
のと決定」

歳入歳出それぞれ861万1
千円を減額し、予算の総額
を歳入歳出それぞれ10億4
千117万6千円とするもの。
歳入で繰入金900万円の減額、
歳出で公共建設費700万円、
特環建設費200万円のそれぞ
れ減額。

◎主な質疑

Q：残金がいぶ出ている
がこうしたお金で公衆トイ
レの建設ができないか。

A：工事費の減額と公衆ト
イレの設置は別の問題で
ある。

●議案21号

平成19年度水道事業会計補
正予算（第3号）について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきも
のと決定」

収益的収入47万2千円を

補正し4億2千674万8千円
とし、収益的支出409万9千
円とする支出の主なものは
上水道、簡易水道それぞれ
過年度損益修正損187万円で
ある。

資本的収入は繰入金101万
6千円の減額し5千478万8
千円に、資本的支出3千616
万9千円を減額して1億480
万8千円とするもの支出の
主なものは上水道施設整備
費2千700万円、簡易水道施
設整備費1千200万円それぞ
れ減額するもの。

◎主な質疑

Q：過年度損益修正額の理
由。

A：漏水による還付とマン
ションへ徴収委託してい
るものの内、納付がなか
った分。

●請願第1号

米価の安定と生産調整に関
する請願

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきも
のと決定」

◎主な意見

・紹介議員が葬儀のため、

出席説明ができなかった。
・近年米に対する国の扱い
が厳しくなってきた。

●陳情第4号

「鳥獣被害防止特措法」関
連予算を、鳥獣捕殺ではな
く自然林復元と被害防除に
使うこと等を求める意見書
提出に関する陳情

■審査の結果

「賛成少数で不採択とすべ
きものと決定」

◎主な意見

・鳥獣による被害はわが町
においても甚大であり、
捕獲して奥山に放しても
また出てくる。増えすぎ
ている鳥獣も多いので捕
殺も必要である。

●陳情第6号

生活保護基準以下の最低賃
金の抜本改正を求める陳情

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきも
のと決定」

◎主な意見

なし



3月6日 平成20年度第1回定例会開催

湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約の一部を変更する契約を可決しました。

この賃貸借契約は、平成19年4月1日から5年間、スノーリゾートサービス㈱に湯沢温泉ロープウェイ施設等のスキー場等施設を貸付ける契約であり、平成18年12月15日に議会の議決を経て、平成18年12月26日に締結したものであります。

この賃貸借契約のなかで、貸付け物件については「自然災害による土地の被害を除き、全ての施設の修繕及び施設の瑕疵についてはスノーリゾートサービス㈱の責任においてこれを行う」としていましたが、この賃貸借契約締結の前提条件として、平成18年7月7日に日本ケーブル㈱と取り交わ

した「湯沢町観光事業の経営譲渡に関する基本合意書」では、「貸与する施設において現段階において保安上問題のある箇所又は瑕疵ある箇所については町と日本ケーブル㈱の間で確認のうえ、町の責任において整備するものとする。なお、この整備は施設引渡し前に実施することを原則とする。」との1条がありこれが賃貸借契約締結の前提条件になっていました。

しかしながら、基本合意書の取り交わしから賃貸借契約の締結までの間に、この基本合意書に基づく、「建物等貸付施設の相互の補修必要箇所等の確認作業」は行われず、従って、町による建物等の修繕がなされないまま、平成19年4月1日に「自然災害による土地の被害を除き、全ての施設の修繕及び施設の瑕疵についてはスノーリゾートサービス㈱の責任においてこれを行う」という条項が入った賃貸借契約が締結されました。それにも関わらず、執行部から、この施設の修繕等を含む補正予算が平成19年6・9・12月にそれぞれ提出され、議会も全員賛成でこの補正予算を可決しました。

この12月補正予算の説明のなかで執行部から、「今後もロープウェイの建物等の修繕が必要な場合は同様な手法により町が工事等をおこなう」という説明があり、その後、議会から「同様な工事が続くことになるならば湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約を一部改正すべき」との提言をおこない、これを受け、執行部から建物等の修繕等については「全てスノーリゾート(株)の負担とする」との部分で、「50万円以下の場合はスノーリゾート(株)が負担し、50万円を超える場合は、超える部分については町が負担する。但し、索道部門についてはスノーリゾート(株)の責任と負担で行うものとする」と改め、また、「山腹斜面や崖などが自然災害により崩落等被災した場合及びこれに伴い貸付物件が被災した場合の復旧は町の責任として対応する」と改めるとともに、「この変更契約を平成19年4月1日に遡及して適用する」との変更契約が3月議会に提案され、議会はこれを可決いたしました。

私も議会は皆様方の代表として、行政を監視する立場にありながら、執行部に対する提言が遅れ、皆様方にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。



議員表決結果報告 20年3月定例議会

提出者	議案名	採決結果	南雲正	南雲和夫	今村定一	師田保	田村正幸	田村計久	森下昌次	佐藤守正	柿崎直治	半澤利貞	高橋博幸
町	平成19年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町情報公開審査会委員の委嘱について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上越線土樽・越後中里間中里こ線橋改築工事に係る工事委託協定を変更する契約の締結について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山鳥原公園条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長	湯沢町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	湯沢町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町後期高齢者医療に関する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	平成19年度一般会計補正予算（第5号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度老人保険特別会計補正予算（第3号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度下水道特別会計補正予算（第3号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出	平成19年度介護保険特別会計補正予算（第4号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度観光事業清算特別会計補正予算（第1号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度水道事業会計補正予算（第3号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度病院事業会計補正予算（第2号）について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度一般会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	平成20年度国民健康保険特別会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度老人保険特別会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	平成20年度後期高齢者医療特別会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	平成20年度介護保険特別会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度下水道特別会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願等	平成20年度水道事業会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度病院事業会計予算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	湯沢温泉ロープウェイ施設等賃貸借契約を変更する契約の締結について	可	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○
	町有地借地料の減額に関する請願	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	米価の安定と生産調整に関する請願	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める陳情	否	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情	否	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める陳情	否	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	×
議会提出	生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める陳情	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	少子化対策特別委員会設置に関する決議	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	米価の安定と生産調整に関する意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	全国最低クラスの「新潟県最低賃金」額の引き上げ・抜本改正を求める意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・表決結果の記載方法（議員個々の賛否：賛成＝○・反対＝×・欠席＝欠）：議長は表決に参加できませんが、可否同数の場合は裁決できます。
- ・採決結果の記載方法（可＝賛成多数で可決・採択等の場合：否＝賛成少数で否決・不採択等の場合）



柿崎 直治

質問

申すまでもなく湯沢町の基幹産業は観光産業であります。一口に観光と言ってもそれは、交通、宿泊、飲食、土産品など幅広い分野を包含した産業であり、その消費額の規模や関連雇用の規模からみてまさに湯沢町の地域経済を支えている基幹産業であることは論をもちません。

昨今は高度情報通信社会の到来により、インターネットを活用したHPなどの観光関連の情報ネットワークの拡大による交流機会の増大が今後大いに期待されているところであります。先般も町温泉旅館組合が主体となった広域連携観光シンポジウムが開かれまして。こうした民間団体の積

極的な観光振興への取り組みには大いに期待するところでありますが、そうなることと行政による観光振興への取り組みもさることながら観光立町湯沢町の基幹団体である湯沢町観光協会の果たすべき役割とその位置づけは益々重要になってくるものと考えます。観光協会の法人化を含めた今後の観光協会のあり方について町長はどう考えているか伺います。

町長答弁

町観光協会のあり方については湯沢町自立プランの中でも検討されたわけでありますが、行政は基本的に公平性を重視しなければならず、観光にかかわる収益事業には向いておりません。たとえば任意団体の観光協会においてもその事業と財

源の大半が行政依存の継続であつては収益に直結した事業を行うことは難しいと考えております。

観光協会が経済的に自立し、さまざまな観光に対する独自の事業を展開し、行政のわくに縛られることなくリスクを負いながら自らの判断で収益に直結する積極的な事業展開をすることが非常に重要なことであります。そのためにも平成10年から15年にかけて検討された法人化への取り組みが実現されなかったことは非常に残念であります。この問題は協会の皆さんが十分検討なされた上での結論であり尊重いたしておりますが時代も変化してきております。大きな潮流に乗り遅れることなく観光協会が名実ともに体制が整備され、みなさんの期待にこたえら

湯沢町観光協会の今後について

れるように支援をして参りたいと考えております。

質問

スキー人口増加のための一つの案について

年々若年層のスキー人口が減少していることは過去数年のデータを見ても明らかです。現在町ではスキー場振興協議会の協力を得て毎月第三日曜日は小学生以下の子供たちのリフト料金を無料にしておりますがこれなどはスキー人口増加の一つの手段として大変効果的であると思っております。そこで一歩進んでスキーを知らない子供たちに町が町の各スキー学校に補助金を出して無料のレッスンを加えたいかがでしょうか。

町長答弁

アかもしませんがスキー王国湯沢の話題性にもなります。ウインタースポーツ振興の一つの案として、いかがでしょうか。

大変ユニークな考えと拝聴しましたが、スキー人口は平成4年度をピークとして急激な減少に歯止めがかからないのが現状であり、非常に憂慮しているところがあります。議員のアイデアも今後の一つの課題としてスキー場振興協議会やスキー学校関連の皆様と協議検討してまいりたいと思っております。



湯沢駅東口のインフォメーションセンター湯沢



南 雲 正

町長の積極的な 町政運営を求める

町政立て直し三年
断行の約束は

質問

町長就任時における約束、「町政立て直し三年断行」実現の期限を迎えたが、就任以来、何をしてきたのか、今後何をやるかとしているのか伺いたい。

町長答弁

3年間5億円の行政経費削減を継続し、私自身も就任以来、給与の10%削減をしてきて3年目に入る。課の統廃合、指定管理者制度の導入、観光事業の民営化、自立プランの策定、挨拶運動、町民満足度研修、地消地産新米フェア、1市6企業との災害応援協定の締結、子供の教育を今後どうするかを教育委員会に諮問、20年度は湯沢病院に電子カルテを導入する。

質問

湯沢に住んでいる人たちが湯沢で生活できる町、飯が食える町を作るために、どれだけ頑張ってもらえるかの期待が大きかったはずである。町長は就任にあたり、観光客の増加をはかるための各種施策の展開や観光産業の再構築、流入人口を増加させるための各種施策を緊急に行うとしていたが、現在、観光客は落ち込み、観光の再構築はなされず、人口は8千500人まで落ち込んでいる。期待とは程遠い流れになっているが、今後どのような対応をされるのか。

町長答弁

新潟市長と連携し、外国人観光客の誘致をしている。土日もなくいろいろなイベントに顔を出し一生懸命働いている。定住人口を増やすために二地域居住を推進し「ゆざわ暮らし」を発行しているが、なかなか人は

動かない。
新潟デスティネーションキャンペーンと国県の観光振興対策に対する町の対応は

質問

全国に向けて展開される、2009年のJRB6社による大型観光キャンペーン「新潟デスティネーションキャンペーン」を前に、今年度プレキャンペーンが予定されている。山形庄内地域と下越地域では、既にこれに対応する展開が始まっている。新潟県も「大観光交流年」として新潟国体と絡め大規模な観光戦略を打つ、観光立町湯沢が地域間競争に遅れ、単なる通過点とならないよう早急な対応と対策が必要であると思うが、町長の考えを伺う。

的な観光資源を活用する新たな観光施策を展開するきっかけ作りを行うべきであると思うが、町長の考えを伺う。

町長答弁

担当課長が県のキャンペーン推進委員会の幹事になっていて、町の受け入れ企画案も延べ31案用意されている。周到な準備と新しい観光素材の掘り起こしで地域の活性化と観光交流客の拡大に努める。

観光圏整備計画については、国のスケジュールに乗り遅れないよう、既に国と協議を進めており、積極的に活用したい。

湯沢駅の活性化と駅東口のバリアフリー化の進展は

質問

知事との直接交渉で、新潟県のインフォメーションセンター機能を備えた、県の表玄関にふさわしい施設を新潟県がつくり、越後湯沢駅の活性化を図るということであったが、いまだに何の整備も行われていないようである。今後どのような展開になるのか。またホスピタリティを提

唱する観光の町にとって、駅通りの段差解消、バリアフリー化を実施しながら、それに接続し町の玄関口である、駅東口のバリアフリー化がなされていないが、今後の対応を伺いたい。

町長答弁

新幹線改札口から一番良く見える「びゅう」が土日休みでイメージが悪い、この場所に「新潟県のインフォメーションセンター」を設置して県観光のナビゲーター機能を充実するよう、知事をはじめ県の幹部にお願いしている。どうすれば早くできるか、2月には県の中核の方が湯沢に来て、方法について協議をしたので、もう少し時間をいただきたい。

湯沢町交通バリアフリー基本構想で、平成22年までにこの地域内のバリアフリー化について、一体的に推進する基本的な方針がある。この構想では鉄道事業者の事業として、駅構内エレベーターの増設、誘導サインの整備、駅東口側入口階段部分のバリアフリー化について検討することになっている、私自身が確認をして、早く実現するようJRに申し入れをする。



田村 計久

行政組織機構改革について

課の統廃合が行われて1年になろうとしているが職員、住民からいくつかの指摘がされています。最小の経費で最大の効果をあげることを基本としたこの取り組みについて伺います。

質問

課を統廃合し、組織形態を変えたことについての現状はどうか、また今後についてはどのように考えているのか。

町長答弁

効率的な組織運営と仕事ができるようになり、課長と班長の責任が明確になり以前と違い仕事やりやすくなったが迅速な行政サービスの提供は思ったようになっていない。1年では無理と思うので今後各方面か

ら意見をいただき検討委員会で議論しさらなる改革を進めたい。

質問

合併をしない自立する町、1年かけた改革だが職員組合から職場環境の悪化などの指摘がある、職員全員参加の改革とは言えず組織がしっくりいっていないのではないか。厳しい町の情勢の中、職員研修もよいが今町民のために行政としてどうあるべきか町長先頭に職員と検討すべきと思うが。

町長答弁

今までに経験のない大幅な改革で職名が無くなったものもあり、職員のモチベーションがさがったことや職員数の配置など考えられるので、次年度の人事も含

めて対応したい。課長、班長に課内の掌握に努力をしてもらうとともに私も各課をまわって努力したい。

防災体制について

防災に対する取り組みが進んでいないように思われる。町民からもこのことに対し不安の声が聞こえる。費用がかかることもあるが計画的に順次進めるべきと思うが現状認識と今後の方針について伺います。町が進める地域自主防災組織のありかたはこれでよいのか。

質問

20の町内会が組織を立ち上げたが話し合いや訓練が殆ど行われていない、有事の際に迅速に行動し安全を確保することと防災に対す

る強い意識をたえずもつことが大切で町の責務は大きいと思うが。

町長答弁

地域は地域で守る、町内会長に地域のリーダーとして自主防災組織の立ち上げをお願いしている。有事の際に行政での対応には限界がありさらに組織の充実を図る必要がある。訓練をしている町内会もあるが消防などの協力を得て行動力のある組織にしていきたい、町の防災計画も地域にあった計画に見直しをする。

防災無線の導入について

質問

住民に対する緊急情報提供の手段に無線通信を導入すべきと考えるがどうか。

町長答弁

2度にわたる震災にこのことの重要性を強く認識している、無線のデジタル化と同報無線を導入して、災害の際にはリアルタイムな情報を町民に提供する必要があります。費用がかかるので年次計画を立てて設置したい。



行政組織機構改革から1年…その成果は



佐藤 守正

療養病床は 必要である

町の療養病床は、町民の要求を満たすだけの病床数になっているのか。

質問

医療費を削減したいという国の施策で、療養病床の大幅削減が進められている。湯沢病院4階の療養病床50ベッドも別のものへの転換が迫られているが、高齢者の病気のほとんどが慢性期の病気であり、自宅で療養介護できない人も多数いるという現実の中で、一定数の療養病床は湯沢町の高齢者医療にとっては必須である。高齢者のベッドは確保できるのか。

町長答弁

療養病床は「介護療養型老人保険施設」へ転換する。転換後は50床全てが介護保険対応になり、医療保険では入院できなくなる。しか

し現在入院中の方は全て介護保険の認定を受けているので、変換によって転院をしなければならなくなる人はいない。

質問

介護の施設になれば医療の施設ではないから、医療の機能は後退する。チューブを胃まで差し込んで栄養を取っている人や、痰の吸飲を頻繁に行う人などが、今まで通りの治療を受けながら入院を続けられるのか。また常勤医師も看護師の数も減るけれど夜間の急変に対応できるのか。

町長答弁

そういうことはあるかもしれないが、地域住民の安心を確保するために、振興協会と充分話し合って対処していきたい。

就学援助制度をもっと使いやすいものにすべきである

質問

湯沢町でこの就学援助を受けている児童生徒は40人であり、これは全児童生徒の5・2%である。「広報ゆざわ」で就学援助制度が紹介されているが、それを見て自ら申請する人は少ないと思われる。新潟市は23・9%、長岡市は14・4%の世帯が受けており、湯沢でももっと受けていい世帯があるのではないか。

全国の自治体では、両親と子ども二人の世帯では収入が390万円以下などと申し込みができる収入基準を示している所が多い。湯沢もそうすべきである。

町長答弁

収入の目安を示してやれば申請しやすくなるなど私

も思っている。湯沢町でも生活保護基準の1・4倍を基準に考えている。

全国一斉学力テストへの参加は再検討すべきである

質問

昨年4月に、小学校6年生と中学3年生を対象に行われた全国一斉学力テストは、現場の教師が自分で欲したものではない。現場が教育上必要があるとして取り入れたものでもない。問答無用でやらされて、その結果が個々の子どもたちの指導に役立つものであればまだしも、卒業直前になつてから結果が返され、子どもたちのその後の指導に役立つものにはならないテストだった。

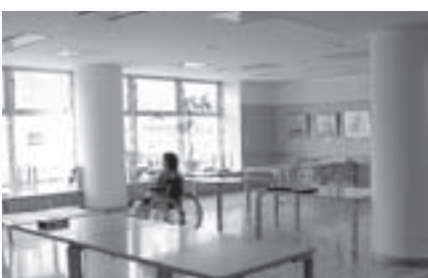
教師というものは誰でもが授業に工夫を凝らし、充実させていくことに意欲と情熱を持っているものだ。それを存分に発揮してもらうためには、外から強制させられている様々な雑務を可能な限り排除し、先生方が授業にだけ集中でき、子どもと対面する時間を可能な限り多くする、そういう

環境をつくっていくのが教育委員会の仕事である。全国一斉学力テストのような雑務は、教育委員会が楯となって排除していただきたい。

町長答弁

確かに先生方は多忙だ。国は県からの調査と報告が非常に多いことも問題だ。その点での簡素化を求めると同時に、町ではむやみに調査をしたりしない。課外活動やスポーツでも町の指導者が加わって、教師の負担を軽くする努力を行っている。

ただ全国一斉学力テスト、全国的な数字を出すためにも欠けるところがあると具合が悪いので、また来年度も引き続き実施する。



湯沢病院療養病床の老健施設への転換は何時か
湯沢病院療養病棟デイルーム食堂



高橋 博幸

ロープウェイ民営化と、 町のコンプライアンスを問う

コンプライアンスとは法令遵守を意味し、行政も法令遵守、適正な事務執行は大前提だ。

転貸と、施設の事前確認について

質問

賃貸契約書第2条で、第三者転貸は禁止。第6条では、契約に先立ち双方で貸付物件確認、契約以後、瑕疵を発見しても、町に貸付料の減免・損害賠償請求ができない規定だが実態は。

町長答弁

第三者に運営させている施設にレストランと山麓売店があり、レストランは口頭説明を受け許可した。山麓売店は申請書の提出があり、許可証を発行した。しかし同じ手続きに、口頭と書面に違いがあつては

ならないので、今後統一して対応するよう事務方に指示した。

第6条について相手方は索道メーカーで、建物関係は双方とも確認、修繕が十分でなく、後日不具合が生じたものについて、基本合意に基づき、その履行を求められた。

「副町長補足説明」

コンプライアンスについては地方自治体に携わる者として逸脱しないように努めている。平成18年7月7日に基本合意書、12月26日に賃貸借契約書、協定書が締結された。

合意書7条に、貸与する施設について、契約段階で保安上問題又は瑕疵ある箇所は、双方確認のうえ、町の責任で整備するという文面があるが、合意書に基づく双方の確認が十分でなかった。相手方は索道メーカーで、

よもや、建物の水漏れや、ボイラー関係の不備など予測していなかった。

経営譲渡後、先方の要望で補正対応せざるを得なかった。

弁護士に照会したところ、合意書第7条で施設引渡し前に町の責任で整備を行うこととなっていたものが、実際には十分でなかったことが判明しての修繕であるので、契約書の変更も必要ない。

合意書があるので、それが守られていなかったのが当然やるべきとのことであった。

質問

基本合意書にも賃貸契約書にも双方で確認すると二度も規定しながら、結果的に確認を怠ったということだ。

なぜ今年2月頃になって修繕必要箇所一覧が議会側

に提示されたのか。

相手方は運営を引き継ぐ数ヶ月前からロープウェイに入っているはずで、しかも6月の町長の行政報告書の中でも順調に推移していると記載している。

町長答弁

付属施設、建物にまで思いがかなかつたことは非常に申し訳ない。町も相手方も双方で欠陥があつたということだ。今後コンプライアンスに十分注意し対応したい。

備品処分は適正か

質問

協定書第9条に備品の処分は別途協議であるが、口頭了解か、書面交付か。

「総務課長説明」

ピステンは書面手続きを行った。レンタル用品は3月に申し出があり、口頭で承知した。

けじめはどうする

質問

振り返ると関連の補正予算案議案の議会への説明も不十分で、質されなければ

説明しない体質は残念の極みだ。

議会が町の仕事の全てのチェックは不可能で、監査委員とて監査の限界がある以上、町はきちんと透明性を確保した中でやっていくべきだ。

現在町は多くの業務を南魚沼市に委託しているが、委託契約時に確認しなければならぬのにどちらも確認しなかったものはないはずだ。

今回の事案はわかっていてやったのではないのか。どうけじめをつけるのか。

町長答弁

事業を移管してみると予期しなかった物件修繕が沢山発生してきた。相手方の強い要望もあり、基本合意により本来行うべき相互の確認が十分でなかったこともあり補正対応した。

本来契約変更をした上で支出すべきだったが配慮に欠けていたことをお詫びする。

今後コンプライアンスを徹底指導するとともに、相手会社との信頼関係を損なうことの無いように努力をしたい。



南 雲 和 夫

ビジョンを戦略として機能強化を

質問

機能強化を図る観点から重要プロジェクトチームの編成や町長直轄の課を新設する考えはないか。

町長答弁

行政改革検討委員、自立プラン策定委員、総合計画策定委員等はその一例であります。重要施策や局面においては実務を担当している中堅職員を中心にプロジェクトチームを設置し対応してきております。また町民満足プロジェクトや政策形成実践プロジェクトなどを通じ職員自らがアクションを起こし根付き始めてきたところであり、引き続き能力向上の機会を作りながら、その能力が発揮できる場面や行動に結びつく場

質問

面を積極的に作っていききたい。また、機構の見直しも新組織になって一年目であり、今年度には総合的に評価、検証を行いたい。今の段階では課新設の考えはないが、官民の立場を超えたところで考える組織のあり方や体制整備については、検討する部署も念頭において今後の課題として捉えていきたい。

質問

人事は町政の要であり3年、4年での移動は蓄積された知識や能力が生かされず、企業の観点で見ると町民にとって損失と見る向きもある。また、法律の新設や制度の見直し等で報告や事務量が多くなってきたおり、業務の効率性や専門性の観点から大きな要件と

なってきたと思うが。

町長答弁

行政は法律や条令に基づいて執行運営されていますので、人事では職員の理解力や判断能力、適応能力など総合的な見地で適性な配置に努めております。昨今のめまぐるしい法律改正の動きは現場の職員に大変な重圧を与えており介護保険法、健康保険法や税に関する法律は最たるものですが、特異性や専門性のみを求めているわけで無く、部署全体で対応することがレベル全体の底上げに繋がるものと考えており、職員会議を行う中で連携を図り、事務に停滞が無いよう取り組んでいきたい。

質問

職員の政策能力と町民との課題町政能力形成の観点から町内担当制度の導入は必要であり、また先の接遇アンケートの結果を踏まえ、住民が望む行政のあり方と

の意識のズレはないか。

町長答弁

町内担当制度の導入の考えは変わらないが、時期については政策形成実践研修を新たな課題として取り組み、発表会が開かれるなど成果が見えつつある段階にあり理解をいただきたい。職員には地域の行事等に積極的に参加するよう呼びかけていきたい。

アンケートの結果は総合評価で改善されているようですが、意見には真実があるという真摯な態度で受け止め、更なる改善の礎にしていきたい。そして世は分権時代であり一方的な役所仕事とお別れし、一日でも早く町民と意思を一つにして自主的で、かつ費用対効果を踏まえた行政運営を目指していきたい。



平成19年度の 議員の出勤簿を公開します

町議会では平成19年5月7日の議員全員協議会において、本会議及び委員会への議員の出欠状況を年1回皆様方に報告することを決定いたしました。

（記載方法の説明）

本会議は19年度に定例会・臨時会あわせて5回開催されました。その開催日の合計を出席必要日数（出席義務日）としていますが、この日数は全ての議員が同じとなります。欠席は1日まるまる休んだ場合を1日とし、遅刻・早退の場合は遅刻・早退があった場合ごとに1回として記載しています。但し、1日のうちで遅刻・早退があった場合は1回としています。本年度はそのような例はありませんでした。

次に、委員会については4つの常任委員会（総務文教・厚生福祉・産業建設・議会広報）と議会運営委員会及び3つの特

別委員会（一般会計補正予算審査・当初予算審査・決算審査）が設置されましたが、全ての議員が同じ委員会の委員でないこと、また各委員会ごとに開催回数が異なるため、必要出席日数も各議員によって異なります。また、その委員会の委員でない場合でも、請願の紹介議員として所属外の委員会に出席を求められたり、議長のようにほとんどの常任・特別委員会に出席していても、正規の委員ではないことから必要出席日数が0の議員もいます。

また、議会の申し合わせにより、議長は中立公平の立場から全ての常任委員会及び特別委員会の委員に就任していないほか、議会選出の監査委員も監査をする立場にあることから、決算審査特別委員会の委員には就任できないと決定しています。

＊出勤簿は昨年の選挙後の期間です（平成19年5月30日～平成20年3月31日）

会議名と 出欠状況	本 会 議					常 任 委 員 会					議会運営委員会及び特別委員会				
議 員 名	出席必要日数	欠席日数	遅刻・早退回数	早退理由	欠席・遅刻・早退理由	出席必要日数	欠席日数	遅刻・早退回数	遅刻・早退理由	欠席・遅退理由	出席必要日数	欠席日数	遅刻・早退回数	遅刻・早退理由	欠席・遅退理由
南 雲 正	16					37	1		欠⑤		18				
南 雲 和 夫	16					37					8				
今 村 定 一	16					19					7				
師 田 保	16					37	6		欠④⑤		8				
田 村 正 幸	16					34					15				
田 村 計 久	16					22	1		欠③		15	1			欠③
森 下 昌 次	16					34	3		欠④		8				
佐 藤 守 正	16					19	1		欠④		15				
柿 崎 直 治	16					34	1		欠⑤		8				
半 澤 利 貞	16	1	1	欠④ 遅④		19					15				
高 橋 博 幸	16					19					15				
高 野 榮 司	16					0					15				

＊欠席・遅刻・早退の記載方法：欠（欠席）、遅（遅刻）、早（早退）と表示。

理由の記載方法：④病気等（自身、家族を含む）、⑤冠婚葬祭（出席案内をもらった場合）、③議員としての公務等出張、①事故等、⑤自己都合と④～⑤で表示。

議会活動日誌

◆12月
11日／17日／第5回定例会（会期7日間）

26日／第11回議会広報常任委員会

◆1月

9日／第1回議会広報常任委員会

16日／第2回議会広報常任委員会

17日／魚沼基幹病院（仮称）建設要望（新潟市）

21日／第3回議会広報常任委員会

23日／南魚沼シルバー人材センターとの懇談会（南魚沼市）

24日／新春賀詞交歓会

28日／第1回総務文教常任委員会

◆2月

2日／インターハイ開会式

6日／インターハイ閉会式

13日／第1回厚生福祉常任委員会

14日／第1回議員全員協議会

14日／香川県綾川町視察来庁

15日／新潟県町村議会議長会定期総会（新潟市）

19日／ファミリー健康プランについての対談

19日／新潟県後期高齢者医療広域連合議会（新潟市）

20日／魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会（南魚沼市）

22日／魚沼職業能力開発協議会（南魚沼市）

22日／聖籠町視察来庁

26日／第2回総務文教常任委員会

29日／第1回議会運営委員会

29日／第4回議会広報常任委員会

◆3月

1日／童画展表彰式

4日／湯沢高校卒業式

5日／湯沢中学校卒業式

この人に会いました

今度新しく中子にオープンした苗場福祉会の「健康倶楽部ゆざわ」を訪問し、石田本部長さんにお話を伺いました。



社会福祉法人苗場福祉会
事業本部長
石田タマエさん

苗場福祉会の組織

この度、「健康倶楽部ゆざわ」が町内中子の地に、上村町長様並びに町議会議員の皆様はじめ、町民の皆様方の温かいご理解とご支援を頂き、開設出来ましたことに厚くお礼申し上げます。

苗場福祉会について

社会福祉法人苗場福祉会は、高齢化に対応した福祉施設を計画していた津南町と私どもの理事長とが、将来の地域医療福祉の理念が一致したことから、平成5年に津南町で産声をあげました。

当法人の理事長は、これまで銀座で開業医を営む一方、今後の高齢化社会を見据えて、地域医療福祉施設を全国展開しております。そして法人の運営理念であります「自らが受けたい医療と福祉の創造」を目指して15年間運営をして参りました。

て頂きました。以上のとおり地域それぞれの特性を見極め、サービスの専門性を追求しながら、地域に密着した施設運営を進めております。

健康倶楽部ゆざわの運営方針

当法人の運営方針の下で、ご利用者が安心して生活出来るよう、本年度は次の三つを重点に推進して参ります。

- ①地域密着型サービス施設として地域に開かれた施設づくりを目指します。
- ②地域に信頼される人材の育成を図ります。
- ③ご利用者お一人お一人に適した質の高いサービスを追求します。

湯沢町にお願いしたいこと

「健康倶楽部ゆざわ」は湯沢町において、初めての地域密着型サービス施設です。事業運営にあたりましては、行政はじめ町民の皆様と共に考え、より地域に即した施設運営を図っていきたく考えておりますので、機会がある毎にご意見ご指導を賜りたくお願い申し上げます。

今後の苗場福祉会の進むべき方向

誰しもが「住み慣れた地域で、家族や馴染みの人達と最後まで暮らし続けたい」との思いは同じだと思います。けれども、それぞれの事情で介護が必要になったら施設を希

望せざるを得ないのが現実です。今後、私たち事業者は、ご家族と地域の付託に応えていく、環境整備を実施することが責務だと考えております。

この度開設の地域密着型施設は、各市町村の実状を踏まえ「住み馴れた地域で暮らし続けること」を可能にできるものと考えています。当苗場福祉会は、湯沢町並びに町民の皆様のご要望に少しでも貢献出来るよう、努力する所存でございますので、皆様の特段のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

★インタビュを終えて

新しい施設の中で石田本部長さんはじめ職員の皆様が入所者の方々と楽しく語りくつろいでいる姿を見て心暖まる思いがしました。

今後共、更に地域の皆様に愛される施設となることを望みます。

議会広報特別委員会

委員長 柿崎直治
師田 保



編集後記

「絆（きずな）」

3月21日、当初予算が決まり、帰宅すると「ねんきん特別便」が届いていた。国会は道路特定財源をめぐる空転が続く。

4月、元気なあいさつの声が届く。期待や不安が入り混じる新学期、希望に胸を膨らませた新生活が始まった。

この季節、いち早く咲くさくら。かおりをのせてそよ風が気持ちいい。里山は、こぼしやカタクリの花が咲き食卓にはふきのとう、こごみやうなどとの恵が並ぶ。水の冷たさも緩み農機械がうなる。虫や動物が一斉に動き出した。

友達から写生会の誘いが届いた。5月24日「新緑の妙高山」とある。キャンバスを詰め、6年ぶりの旅行となるか。

いつもの春、あたりまえの春、待ち焦がれた春が来た。

広報委員 南雲和夫



編集

湯沢町議会
広報常任委員会